

各所属所長 殿

公立学校共済組合鹿児島支部長
(鹿児島県教育委員会教育長)

介護休業手当金の給付上限日額の変更について（通知）

公立学校共済組合の介護休業手当金の給付水準は、雇用保険法に定める介護休業給付に準じています。

このたび、雇用保険法第17条第4項第2号ロに定める賃金日額が変更されたことに伴い、令和2年3月1日以降の休業期間に係る介護休業手当金の給付上限日額が、下記のとおり変更されましたので、貴所属所の組合員へ周知してください。

記

1 給付上限日額の変更

変更前 (令和2年2月休業分まで)	変更後 (令和2年3月休業分から)
15,230円	15,221円

(注) 給付日額が給付上限日額を上回る場合は、給付上限日額を基に給付額を計算する。

2 申請書等用紙の変更

介護休業手当金請求書〔整理番号 26-2〕については、様式に変更はないが、支部ホームページ掲載のエクセル形式の用紙については、給付上限日額のデータを更新したものを改めて掲載するので、適宜ダウンロードして使用すること。

問合せ先 担当 年金給付係 益満 電話 099-286-5220
--